伊万里市散弾銃射擊場環境対策検討委員会第 1 回会議結果

(会議結果)

- ・土壌汚染対策法は、基本的に市街地を想定しており、地下水による健康リスクがなければ、射撃場及び場外については土壌汚染対策法の範疇外である。(表流水は想定されていない)
- ・射撃場周辺の水系と流域を明らかにしてほしい。
- ・表流水の普段の流量を測ってほしい。
- ・表流水の水質について鉛だけではなく、他の成分についても調査をしてほしい。
- ・側溝などにたまっている底泥の調査分析をしてほしい。
- ・バックグラウンドとして着弾点以外の土壌の検査を行い、腰岳周辺の土壌がもともとどういった性質のものかを示してほしい。
- ・地質推計断面図を示してほしい。
- ・鉛は土壌に吸着する典型的な物質で、地下に浸透し、地下水を介して大きく移動することはほとんどない。ただし、汚染源であることは間違いなく、固形微粒子に吸着して表流水とともに流れていく可能性が一番高く、特に雨の日などに重点的に調査をした方がいい。法に準じて1,000 も 2,000 も調査をする必要はない。
- ・射場ごとに数本ラインを引いてライン上で調査を行い、結果をもとに横に調査範囲を広げてい くのも1つの方法だと思われる。
- ・日本の法律上、自分の土地は自分で責任をもつようになっており、民有地について、相続がな されていない現時点において、行政であろうと何ら手出しすることはできない。(調査、対策と もに)